

目 次

1.認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.認定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.利用調整(基準細目と調整指数)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.途中入園・認定内容の変更・退園について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6.保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7.給食費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8.一時保育・延長保育・預かり保育・体調不良児対応型保育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
9.1 号認定(幼稚園・幼稚園部)の長期休暇について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10.広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
11.申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
入園申込み期間	



かつらぎ町

1. 認定こども園とは

幼稚園及び保育所等における小学校就学前のこどもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

	保護者の就労や病気等により、日中に児童の保育にあたることができない場合に、保護者
認定こども園(保育所部)	に代わってこどもを保育する児童福祉施設です。 認定を受けることができるのは、保育の必
	要性を受けたこどもです。(「集団生活を体験させたい」等の理由では認定できません。)
認定こども園(幼稚園部)	小学校に就学する前のこども(3~5歳児)に幼児教育を行い、集団生活を通じて生涯に
·幼稚園	わたる人間形成の基礎を育てていく施設です。保育の必要性は不要です。

〇入所対象児童

入園対象となるのは、かつらぎ町に住民登録(予定者を含む)のある、満 6 か月から就学前のこどもです。

受け入れ年齢は、その年の4月1日現在の満年齢を基準とします。

乳児(0歳児)	令和 7年4月2日生 ~ (原則、満6か月を過ぎた翌月から入園可能)
1 歳児	令和 6年4月2日生 ~ 令和 7年4月1日生
2 歳児	令和 5年4月2日生 ~ 令和 6年4月1日生
3 歳児(年少)	令和 4年4月2日生 ~ 令和 5年4月1日生
4歳児(年中)	令和 3年4月2日生 ~ 令和 4年4月1日生
5 歳児(年長)	令和 2年4月2日生 ~ 令和 3年4月1日生

かつらぎ町のこども園・幼稚園

◆こども園

施設名	定員	住所	電話番号	開園時間	備考
佐野こども園	260	佐野 827	22-6260	(平日)7:00~20:00	・一時保育
•保育所部	名	番地の1	22-6262	(土曜日)7:00~13:00	·延長保育(保育所部)
・幼稚園部				·保育所部基本時間	・預かり保育(幼稚園部)
一公マじナ国	200	一公 1650	23-3730	(平日)8:30~16:30	·体調不良児対応型保育
三谷こども園	200	三谷 1650	~~~~	(土曜日)8:30~11:30	
・保育所部	名	番地	23-3755	`・幼稚園部基本時間	
•幼稚園部					
				(平日)8:30~14:00	

◆幼稚園

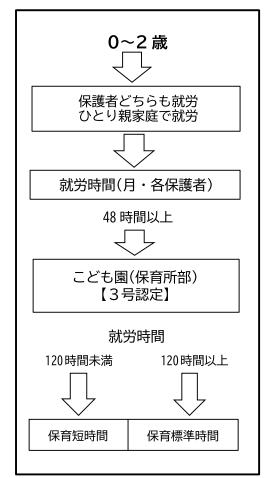
施設名	定員	住所	電話番号	開園時間	備考
花園幼稚園	15	花園梁瀬 664	0737-26-0123	8:30~14:00	・預かり保育
	名	番地の 5			
聖心幼稚園	15	笠田東 577 番地	22-1336	9:30~14:30	・預かり保育
	名				(詳細は園にご確認ください)

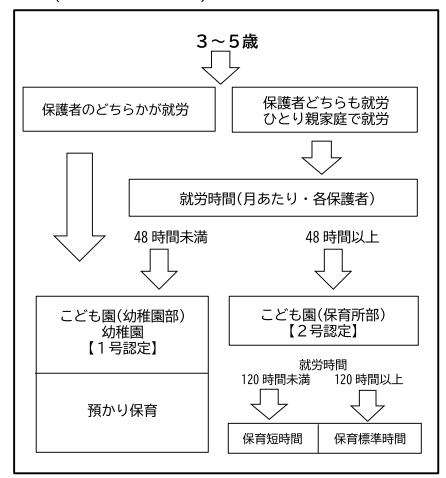
2. 認定について

こども園、幼稚園に入園するためには、かつらぎ町による認定(支給認定)を受ける必要があります。<u>この認定を受けない方</u>は、こども園等を利用することができません。

○支給認定の対象範囲

こどもの年齢(令和8年4月1日時点)





〇保育必要量(園を利用できる時間)

認定時に保育必要量(利用可能時間)の認定を行います。保育標準時間又は保育短時間のどちらかになります。

保育必要量	1日あたり利用可能時間	保育を必要とする事由のうち、就労等の時間要件		
保育標準時間	最長 11 時間	月 120 時間以上 〈原則週 4 日以上〉		
NAL 2 NATE: STEE	(開園時間から最長 11 時間)	(おおむね 1 日 6 時間以上かつ 20 日以上)		
保育短時間	最長8時間	月 48 時間以上 〈原則週 4 日以上〉		
NOTATION	(基本保育時間8:30~16:30)	(おおむね 1 日 3 時間以上かつ月 16 日以上)		

[※]開園時間から11時間を超える利用は、延長保育(有料)となります。

3. 認定の要件

こども園(保育所部)等へ入園できるこどもは、保護者(父母いずれも)が次のいずれかに該当し、家庭において保育ができない事

- ・ 就労(フルタイムのほか、パート、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む) 注意:月48時間以上(おおむね1日3時間以上かつ月16日以上)の就労時間が必要です
- · 妊娠·出産 ※1
- ・ 保護者の疾病・障がい
- ・ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- ・ 求職活動(起業準備)※2
- · 就学·職業訓練 ※3
- ・ 虐待や DV のおそれ
- ・ 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること ※4
- ・ その他、上記に類する状態として町が認める場合 ※5
- ※1 出産予定日の8週前の属する月の1日から認定可能です。又、出産日から起算して8週間を経過する日が属する月の 末日まで認定します。
- ※2 求職活動(起業準備)開始日から起算して90日間を経過する日が属する月の末日まで認定します。
- ※3 卒業又は修了予定日が属する月の末日まで認定します。
- ※4 保育利用の公平性を勘案し、町長が認める期間を認定します。
- ※5 保育必要事由、こども・保護者の状態を勘案し、町長が認める期間を認定します。



利用調整(基準細目と調整指数)

利用調整とは、かつらぎ町が定める利用調整の基準に基づき優先順位をつけ、保育の必要性に応じて町が施設の利用を調 整することです。

			ついての基準細目 要性の事由	対象		細目	基準指数	実施期間									
		休日の恋	会にの手口	刘泰			20										
						8時間以上の就労を常態とする場合 (160H) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合 (140H)	19	1									
				常勤	週5日以上(不規則の場合	6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(120H)	18	-									
				rh 960	は、月20日以上)		17	-									
						5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(100H) 4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(80H)	16	-									
			外勤(居宅外自営)			4時間以上の時間本間の親力を吊懸とする場合(80円) 7時間以上の就労を常態とする場合(112H)	17	-									
						6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(96H)	16	-									
		居宅外就労		パート	週4日(不規則の場合は、月	5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(90H)	15	-									
		AS-C219020		71.	16日以上)		14	-									
						4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(64H)	13	-									
					W	3時間以上4時間未満の就労を常態とする場合(48H) 6時間以上の農林漁業を常態とする場合(120H)	15	-									
				中心者	週5日以上(不規則の場合 は、月20日以上)	4時間以上6時間未満の農林漁業を常態とする場合(80H)	13	1									
			農林漁業者			4時間以上の時間本調の最外無果を希照とする場合(80H) 5時間以上の農林漁業を常態とする場合(80H)	11	・最長就学前まで									
就:	就労※1			協力者	週4日(不規則の場合は、月 16日以上)	3時間以上5時間未満の農林漁業を常態とする場合(48H)	9	・雇用期間の定めがある場合は、期間									
			その他	上記の研 勤務/		3時間以上3時間本調の最終無限を希服とする場合(46円) められる場合(セールス等歩合、売上制他)	12	が満了する月の翌月末月まで									
			-C 07IE	上記・기匹、頭がか	フ 歴 成が一つ 木 日 マン 記 安 1上が一般・	8時間以上の就労を常態とする場合(160H)	18	1									
						7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合(140H)	17	-									
				由心类	週5日以上(不規則の場合		+	-									
				中心者	は、月20日以上)	6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合(120H)	16 15	-									
						5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(100H)	14	-									
		居宅内就労	自営			4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(80H)		-									
		店七四駅労				7時間以上の就労を常態とする場合(112H)	15 14	1									
				協力者	週4日(不規則の場合は、月	6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合 (96H)	13	1									
				勝刀有	16日以上)	5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合(80H)		1									
						4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合(64H)	12	1									
			play Mark Andr	H 2 × /4- + +	中職を始終したといっ	3時間以上4時間未満の就労を常態とする場合(48H)	11	1									
			内職等		内職を常態とする場合	組入/山本子ウロ小茶外の原即\	自営より (-5)										
		妊娠	、出産	通常出産		5場合(出産予定日の前後8週間)	15	産前産後8週間以内									
_	-			通常以外		に支障をきたす旨の診断書が出た場合	20										
				and and over 1, 1, Marketon	att also we as his Marche	入院	長期(1ヵ月以上)の入院(確)	定している場合含む)	20	20							
		疾病又は傷害						常時病臥			<u> </u>						
			疾病又は傷害	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	居宅内	特定疾患又は感染性	1	20	入院、療養を要しなくなる月の末日まで
				一般療養	常時安静又は通院頻度が週3回以上ある場合	16	4										
											上記以外(1ヵ月以上の診断書有りの場合)	12					
	疾病、負	病、負傷、障害		精神	精神障がい者保健福祉手帳	20	1										
			心身障がい							精神障がい者保健福祉手帳		16 20	1				
				療養	療育手帳Aを有している場合			<u> </u>									
				・ 身障がい タ体	療育手帳Bを有している場合		16	期間に定めがある場合は、期間が満了する月の末日まで									
					身体障がい者手帳1~2級を有している場合 20		_										
					身体障がい者手帳3級を有し	ている場合	16	-l l									
					上記以外(身体障がい者手帳	4級以下を有している場合)	12										
			얼로고사 단해 1 kg	ᄝᄝᄁᅛᅙᄳᇸᄬ	同民立た長額を除っ	病院、施設付添	週5日以上	付添を常態とする場合	①居宅外就労(外 勤)に準する								
						日民マル長棚3院	WINCE WERE IT IN	週4日	付添を常態とする場合	①居宅外就労(外 勤)に準する							
							同居又は長期入院	施設送迎	週5日以上	送迎を常態とする場合	13						
	介護、和	護、看護※2	等している親族の	旭权及处理	週4日	送迎を常態とする場合	11	付添、送迎、介護を要しなくなる月の末日まで									
			介護、看護	介護、看護	介護、看護	介護、看護	介護、看護	介護、看護	民宅介蓮(別民	重度障がい者等の全介護が	必要な場合	20					
					居宅介護(別居 している児童の 祖父母含む)	常時観察と介護(食事、排泄	、入浴)が必要な場合(全介護を除く)	16									
					上記以外の観察と介護が必要	要な場合	12										
		(() cin	復旧	電災 刷水率 /	【 c災等による家屋場僅 その4bb	災害復旧に当たっている場合	20	災事復旧が終了する日のギロまで									
			就労先内定		内定先からの証明書がある場		①居宅外就労(外	災害復旧が終了する月の末日まで ・最長就学前まで ・雇用期間の定めがある場合は、期間									
)	水職活動((起棄準備)					勤) より (-2)	が満了する月の翌月末月まで									
			就穷先未定(起業準備中)	中心者、その他	求職活動(起業)の為、日中生	外出(準備)を常態としている場合	8	90日以内									
						8時間以上の就学、職業訓練を常態とする場合(160H)	18										
					# = D	7時間以上8時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(140H)	17										
				1	週5日以上(不規則な場合 は、月20日以上)	6時間以上7時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(120H)	16]									
						5時間以上6時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(100H)	15]									
				右巻(エペ)		4時間以上5時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(80H)	14]									
				在学(通学)		7時間以上の就学、職業訓練を常態とする場合(112H)	15]									
,	- Audi - 53.0	Ween all the second	- / LL AI- YE. (** \ \ ** ·			6時間以上7時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(96H)	14	┥ !									
	就学、	、職業訓練	·(技能取得)※1		週4日(不規則な場合は、月 16日以上)	5時間以上6時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(80H)	13	就学又は技能習得等の予定期間が満了する月の末日まで									
					10 H M.L./	4時間以上5時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(64H)	12	1									
						3時間以上4時間未満の就学、職業訓練を常態とする場合(48H)	11	1									
				内定	就学、職業訓練の内定(新規	[3時間以上4時間宋滴の就字、職案訓練を常態とする場合(48H) 就学、職業訓練の内定(新規就業者、内定者)		-									
		在宅	通信教育、通信制大学等のな	易合	(-2) 在学 (通学) より												
				10-4	日本書体の関与パナマリアの	ともブ組入		W15 374 74 4 D - C - C -									
)	児童虐	i待、DV (i	配偶者への暴力)	児童	児童虐待の恐れがあると認め		20	恐れがなくなった月の末日まで									
_				配偶者	配偶者からの暴力により育児		20	保育の必要性がなくなった月の末日まで									
_	育児休業	き時における	る在園児の継続利用			れないが、原則1年間とする)		保育の必要性がなくなった月の末日まで									
			不存在	(ひとり親)	死亡、未婚、離婚、行方不明		20	1									
	その	の他	別居	ļ	離婚調停中の別居等の場合		18	保育の必要性がなくなった月の末日まで									
特例			mac (201	1	IBUS 号に飛げるものの他 町	長が各前号に類すると認めた場合	5~20										

特例 前各号に掲げるものの他、町長が各前号に類すると認めた場合 ※1 就労、就学時間には通動、通学時間は含まない。日数、時間は実績等を優先する。 ※2 介護、看護の親族は3親等以内を対象とする。

備考 1 父母の保育の必要性の要件及び理由、状況に応じ、基本指数を設定する。

² 父母それぞれの基本指数の合算を、入園(所)申込児童の基本指数とする。 3 上表で父母が複数の要件に該当する場合は、各々について基本指数が高い方の要件を採用する。

⁴ 要件①、①、⑤、⑥、⑦、⑥は休憩時間を含めるものとする。 また、不規則勤務、シフト勤務等、標記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。

⁵ 保育の必要性を判断する証明書類の提出のない場合、あるいは書類に不足がある場合は、当該保護者の基本点数を1/2とする。

⁶ 審査選考時点(一斉入園(所)選考の場合は別途定める日時点)において就労等の事実が確認できない場合は、就労内定扱い(-2)とする。

⁷ 特に定めのある場合を除き、入園(所) 希望日を基準日とする。但し、4月入園選考は11月末日とする。

優先利用の調整指数

		世帯(児童を取り巻く環境等特殊な事情)の状況	調整指数	対象
1	ひとり親世帯	①ひとり親世帯(他に同居親族がいても常時保育にあたることができない場合を含む)	+9	世帯に加算
2	生活保護世帯	②生活保護受給世帯(就労による自立支援につながる場合)	+6	世帯に加算
3	生計中心者の失業	③生計中心者が失業し、求職活動をしており、勤務先が未定の場合(倒産や解雇の証明有の場合。自己都合は除く)	+5	世帯に加算
4	児童虐待やDV	④児童虐待やDVなど社会的養護の必要性がある場合(緊急度が高い場合)	+10	世帯に加算
5	子どもが障がい	⑤申込児が障害を有する場合(集団保育を必要とする場合)	+4	世帯に加算
C	大口 仏衆似 の海際	⑥保護者が育児休業後に復職予定の場合	+3	世帯に加算
6	育児休業後の復職	⑦育児休業取得により一時退園(所)しており、育休明けに再入園(所)の場合	+4	世帯に加算
		⑧兄弟姉妹が在園(所)している保育園(所)、こども園へ新規入園(所)を希望する場合	+5	世帯に加算
7	兄弟同時入園(所)	⑨兄弟姉妹で同じ保育園(所)、こども園へ同時に新規入園(所)を希望する場合	+4	世帯に加算
		⑩兄弟姉妹が在園(所)している保育園(所)、こども園へ転園(所)を希望する場合	+5	世帯に加算
8	地域型保育事 業の利用	⑪小規模保育事業など地域型保育事業の利用(卒園)児童の場合	+7	世帯に加算
		⑫保護者のいずれかが単身赴任や海外勤務等による不在の場合(1年以上)	+3	世帯に加算
	#57547570	③保護者が町内の保育園(所)、こども園に就労又は内定している場合(保育士に限る)	+2	世帯に加算
	就労状況	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-1	父母それぞれに加算
		⑤就労先内定の就労開始時期が未定の場合(入園(所)希望日を超える場合)	-1	父母それぞれに加算
		16両親ともに不在である場合	+15	世帯に加算
		⑰保護者のいずれかが家庭事情により別居状態である場合(継続的な場合)	+4	世帯に加算
		⑱離別、死別後で緊急に生計費を得るための就労を要する場合	+3	世帯に加算
		⑲介護、看護を必要とする家族が複数いる場合(基準細目④の介護、看護)	+2	世帯に加算
	家庭状況	⑩未就学児が3人以上同居している場合	+1	世帯に加算
		②特別な事情による転園(所)希望の場合(離婚、遠距離、転勤、転職、転居、転入、延長保育申込等)	+1	世帯に加算
		②同じ認定こども園内で教育時間相当利用児から教育保育時間相当利用児へ転園希望する場合	+1	世帯に加算
		図同居の親族(20歳以上65歳未満)が無職で、申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合(就労証明書等の添付がある場合を除く)	-3	世帯に加算
	施設状況	②現在入所(園)している町内の保育施設(認可外含む)が廃所(園)又は閉鎖する場合(町のこども園化を除く)	+1	世帯に加算
9		②前年度又は当年度(6ヵ月以上)待機申請している場合	+3	世帯に加算
	待機児童	③前年度又は当年度(3ヵ月以上)待機申請している場合	+2	世帯に加算
		②前年度又は当年度(3ヵ月未満)待機申請している場合	+1	世帯に加算
		③兄弟姉妹が在所(園)児又は卒所(園)児で、正当な理由なく保育料(24ヵ月以上)未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合(-4)(兄弟姉妹分の場合は月数を累計する)	-8	世帯に加算
		②兄弟姉妹が在所(園)児又は卒所(園)児で、正当な理由なく保育料(18ヵ月以上)未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合(-3)(兄弟姉妹分の場合は月数を累計する)	-6	世帯に加算
	滞納(歴)	⑩兄弟姉妹が在所(園)児又は卒所(園)児で、正当な理由なく保育料(12ヵ月以上)未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合(-2)(兄弟姉妹分の場合は月数を累計する)	-4	世帯に加算
		③兄弟姉妹が在所(園)児又は卒所(園)児で、正当な理由なく保育料(6ヵ月以上)未納がある場合 ※但し、児童手当の充当申出書がある場合、納付誓約を履行し入金確認が出来た場合(-1)(兄弟姉妹分の場合は月数 を累計する)	-2	世帯に加算
		③兄弟姉妹が在所(園)児又は卒所(園)児で、正当な理由なく保育料(3ヵ月以上)未納がある場合	-1	世帯に加算
	N TH C TH L	③児童相談所(公的機関)等から保育の必要性がある旨の報告(意見書)等を受けた場合	+2	世帯に加算
	必要性の報告等	③保育施設長から保育の必要背である旨の報告(意見書)等を受けた場合	+1	世帯に加算
	緊急	 弱その他、児童福祉の観点から町長が緊急に保育の必要性を認める場合	+1~+10	世帯に加算

◎算定方法 保護者のそれぞれについて、事由(要件)により基準指数を求め、本表の調整指数を合算し、当該世帯(申込児)の指数とする(積上げ方式)

th Na TH							
申込児							
住所							
第1希望所(園)							歳児
兄弟姉妹同時入所(園)						
兄弟姉妹在所(園)り	₹						
基準指数(父)]	基準指数(母)		調整指数]	合計	
	+		+		=		

5. 途中入園・認定内容の変更・退園について

①途中入園について

受付開始日	入園希望日 3ヶ月前の月の 10 日以降から申込書類の提出が可能		
	第 1 締切日…入園希望日 2 ヶ月前の月の 10 日まで		
受付締切日	第 2 締切日…入園希望日 1 ヶ月前の月の 10 日まで		
	※10 日が土日祝の場合は、直前の平日を締切日とします		
利用の決定 各締切日の月の中旬に通知します			

- ※入園は原則、毎月1日です。
- ※定員の都合上、利用調整をさせていただくことがあります。

②認定内容の変更、退園について

提出書類	内容等
	【認定内容の変更】
	保護者変更、認定区分/保育必要量、保育必要事由の変更がある場合
施設型給付費等 支給認	※提出は、希望日の 2 週間前まで(土日祝の場合は直後の平日)に必要書類を添えて変更
定変更申請書(兼こども園	申請書を提出
等転園・退園申請書)	※変更日は、原則毎月1日
	【退園について】
	退園希望の2週間前まで(土日祝の場合は直後の平日)に変更申請書を提出
	※退園は、原則毎月末日

[※]認定内容等の変更がある場合、こども未来課子育て支援係までご連絡ください。変更申請書をお渡しします。

6. 保育料について

①対象者

こども園・幼稚園を利用する0歳児から5歳児までのすべてのこどもの保育料が無償です。

②保護者負担

行事費などは保護者負担となります。

7. 給食費について

かつらぎ町では、給食費の補助を行っています(上限月額 5,500 円以内)。



8. 一時保育・延長保育・預かり保育・体調不良児対応型保育について

① 一時保育とは・・・

<u> </u>	MHCIO						
		〇対象:原則町民で満6ヶ月以上から就学前					
父母及び扶養義務者の就労や通院などの事情でお子さんの保育にあたれない場合							
かりする事業。							
	内容	※事前に申請が必要(原則7日前まで)					
		※原則、週3日までの利用					
		※初めて利用される場合は、園にて面談が必要 ※利用日について、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください					
	利用時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで					
	利用料金	2歳児まで 1,600円					
	(日額)	3歳児 1,300円					
	1,100円						

^{※4}月1日現在の満年齢を基準とします。

② 延長保育とは・・・

	〇対象:保育所部在園児		
	父母及び扶養義務者の就労など、やむを得ない事情でお子さんの保育にあたることができない場合に		
内容	保育時間を延長する事業。就労時間や通勤時間など、ご家庭の事情を考慮して利用の決定をしま		
	す。		
	※事前に申請が必要(原則、利用月前月の末日まで)		
利用料金	午後 6 時 01 分から午後 7 時 00 分	100円	
(日額)	午後 7 時 01 分から午後 8 時 00 分	200円	

例) 午後6時30分に降園 → 100円

午後7時30分に降園 → 200円

※延長保育利用料金は有料です。(保育料無償化対象外)

③ 預かり保育とは・・・

内容	〇対象:幼稚園·幼稚園部在園児	
	父母及び扶養義務者の就労などの事情でお子さんの保育ができない場合にお預かりする事業。	
	※事前に申請が必要(原則、利用月前月の末日まで)	
	※原則、週3日までの利用	
	※平日のみ	
利用料金(日額)	午後 2 時 01 分から午後 4 時 30 分	400円

[※]申請書、就労証明書を提出して、「保育の必要性の認定」を受けた場合、預かり保育の利用料が無償化されます。認定には 条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

[※]申請書、就労証明書を提出して、「保育の必要性の認定」を受けた場合、一時保育の利用料が無償化されます。認定には 条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

育児支援助成事業	3子以降のお子さんが一時保育を利用した場合、年額 15,000 円まで利用料を助
HJUNIMUM FR	成します。(利用料をお支払いいただいてから、申請により助成します)
(紀州っ子いっぱいサポート)	※申請については条件がありますので、詳細はお問合せください。
利用料金の減免	生活保護世帯、ひとり親世帯(市町村民税非課税世帯又は市町村民税が均等割
(延長保育料、預かり保育料)	のみ)に該当する場合に減免します。
利用料金の支払い	利用月の翌月に利用した園を通じて請求しますのでお支払いください。後日、園から
	領収書をお渡しします。

④ 体調不良児対応型保育とは・・・

こども園の在園児で、教育・保育中に体調不良(微熱・軽微な怪我)となった場合、安心かつ安全な体制を確保し、保護者がお迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする事業です。(保健室には看護師が常駐しています。)

あくまで応急的な看護等をおこない、必要があれば医療機関を受診しますが、園から連絡があった場合、できるだけ早急にお迎えに来てください。

9. 1号認定(幼稚園・幼稚園部)の長期休暇について

1号認定の教育標準時間を利用している幼稚園・こども園(幼稚園部)の幼児は夏季・冬季・春季休暇があります。

10. 広域入所について

里帰り出産や勤務地等の理由により他市町村のこども園等を利用できる制度です。申請については、住所を有する市町村で行いますので、詳細はお問合せください。



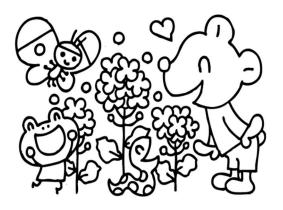


11. 申込みに必要な書類

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 (兼現況届兼こども園等利用申請書)
 - ※幼稚園・こども園(幼稚園部)への入園を希望する場合、①のみ提出してください。
- ②保育時間申出書
- ③保育の必要性を確認するための書類
 - ※同時入園を希望される場合は、②③は年長児のみ提出してください。
- ※保護者(父母いずれも)及び扶養義務者(同居している方全員)について次の該当する書類を提出してください。

保育を必要とする事由	提出書類	
就労のうち ・外勤等及び内定者	・就労証明書 (育児休業から復帰する場合は、就労証明書の当該欄についても記載されているか確認ください)	
	※事業所に、就労証明書の作成を依頼してください。	
就労のうち ・自営業の協力者 ・親族経営への勤務 ・農業の協力者及び従事者 ・在宅ワーカー等	・就労証明書 ※勤務している方は事業所に、自営業・農業の協力者はその中心者の方に就労証明書の作成を依頼してください。	
就労のうち ・自営業や農業の中心者	・就労申告書 ※営業・農業申告をしている直近の確定申告書の控の写し、又は自営がわかる書類(開業届・出荷証明書等)の提出が必要	
就労のうち・・内職	·就労証明書	
妊娠・出産	・母子健康手帳の写し(父母の氏名、分娩予定日のページの写し)	
疾病・障がい	・診断書・身体障害者手帳の写し・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し	
介護·看護	・介護を受けている方の身体障害者手帳の写し・介護保険証の写し・診断書	
災害復旧	・り災証明書・申立書	
求職活動(起業準備)	・申立書(求職中・起業準備) ※ハローワークの登録証の写し等の提出が必要 (ハローワークに行かれた方のみ)	
就学・職業訓練	・学生証の写し ・在学証明書の写し等	
虐待や DV のおそれ	・申立書 ・配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書	
その他	・町が必要と認める書類	

MEMO



入園申込み期間

☆ 受付期間 令和7年10月15日(水)~令和7年10月31日(金)☆

- ※土・日は除きます。
- ※「令和8年4月に入園を希望される場合」は、受付期間内に提出してください。
- ※<u>必要書類は全て揃えて提出してください。</u>不足書類や記入漏れのある場合は、受付することができません。 ご確認の上、提出をよろしくお願いいたします。
- ※受付期間内に申請をされた方について、翌年1月下旬に内定の決定を予定しています。 受付期間終了後の申請は随時内定の決定を行います。なお、入園の決定は先着順ではありません。
- ※申請書等は、記入例を参照し、記入してください。

